

加西市北条地区歴史的景観形成地区の 区域及び景観形成基準（案）について



平成 23 年 8 月

兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課景観形成室

1 加西市の概要

(1)位置と地勢

加西市は、兵庫県の南部、播州平野のほぼ中央に位置し、市域面積は 150.19 ㎢で、東は小野市および加東市に、西は姫路市および福崎町に、南は加古川市に、そして北は西脇市、多可町および市川町にそれぞれ隣接しています。

市の北部には古生層の山地（海拔 300～500m）が連なり、中国山地の裾野を形成し、そこを源に発する普光寺川、万願寺川、そして下里川の3河川は、丘陵・段丘面を刻み沖積低地を形成しながら万願寺川に合流し、さらに加古川に合流しています。

また、市の中心部を流れる万願寺川の東側には広大な青野ヶ原台地、西側には鵜野台地が広がり、播磨内陸地域最大の平坦地を形成しています。特にこの一帯は、ため池が数多く点在し、県下でも有数の密集地帯となっています。

一方、市の南部は、中生代の火山活動で形成された凝灰岩類、流紋岩類を母岩とする低い山地（海拔 200～250m）を形成しています。



(2)歴史的特性

加西市は、県下でも早くから生活の営みが始まったところであり、古墳時代には、「針間鴨国」として栄え、豪族が強大な力を持ち、玉丘古墳をはじめ 300 基にものぼる古墳群を今日に伝えています。鴨国は都に通じており、都の高い文化がいち早く導入され、古法華や法華山一乗寺にその面影をみることができます。

室町時代からの武家時代には戦場として、小谷城、善防山城などの築城された様子が赤松氏の軍記の中にみられます。

江戸時代になり、北条などに交易の中心となる市場町ができ、広い商業圏を形成していきました。市内唯一の市場であった北条町は、古くから住吉神社、酒見寺の門前町として、また山陰、山陽を結ぶ商人の宿場町として栄えてきました。

戦後は三洋電機が進出し、家電産業が栄えましたが、産業構造の変化とともに、そのウェイトは相対的に低くなってきています。



玉丘古墳



法華山一乗寺 本堂

(3) 自然条件

加西市の気候は、瀬戸内式に属し、冬季の降水量が少なく年間 1,300 mm 前後、平均気温は 16 度 C と温暖で暮らしやすい居住環境となっています。

古くから水資源に乏しく、点在するため池や加古川支流などに依存してきましたが、国営ダムの完成により、農業用水に大きな変革がもたらされました。現在は水稻を基幹作物としながらも、果樹をはじめ、花き等の園芸作物も盛んに作られています。

中国自動車道以南の山々では、アカマツ群落を主体とした雑木林ですが、以北ではスギ、ヒノキなどが茂る山林が広がり、緑豊かな自然環境を有しています。



(1) 歴史的概要

北条地区は、古くは新西国 33 箇所にも指定されている真言宗酒見寺や 1200 年以上前に建立された住吉神社（古来播磨三宮酒見社）の門前町として形成され、戦国武将小谷城主赤松氏によって開かれた「古市場」以降は市場町としても人々で賑わった町でした。江戸期には、京都と出雲を結ぶ東西の街道（旧丹波街道・旧但馬街道）に南北の街道（旧姫路街道・旧加古川高砂街道）が集まる交通の要衝にある宿場町として栄えました。

明治に入ると山陽鉄道（現在の山陽本線）が瀬戸内海沿岸に敷かれた事から、急速に衰退していましたが、その後、後に日本を代表する電気メーカーとなる三洋電機が戦時中の疎開工場を合併し、この町から生まれました。

(2) 景観資源

①酒見寺

酒見寺は、天平 17（745）年に行基ぎょうきがこの地を訪れ、酒見明神の神託により伽藍を建立したことに始まると伝える古刹です。

境内には、山門や引声堂いんしょうどう、地藏堂、多宝塔、新観音堂、本堂、鐘楼などが並んでいます。

多宝塔は、寛文 2（1662）年に建てられ、塔内に大日如来を安置しています。また、屋根の上重が桧皮葺、下重が瓦葺という珍しい様式で、全体に装飾文様を極彩色で描いており、全国でもっとも美しい多宝塔といわれています。



酒見寺 多宝塔（国指定文化財）

②住吉神社

養老元（717）年に山酒人やまのさかひとが神殿を造り老翁老媼の神様を祀ったのが住吉神社（当時は酒見神社で明治期に改称）だといわれています。

嘉永 5（1862）年に建立された本殿は、切妻造、妻入の独特な形式で、有名な摂津の住吉大社の形式に類似しています。北条住吉神社の形態は住吉造とはいえませんが、その変形であることは確かで、古代にこのあたりが摂津住吉社の神領であったことと関係があるといわれています。また、この神社の本殿は神社本殿の中では巨大なもので、それが三棟も並立していることも特徴です。

桜の季節の訪れとともに始まる「北条節句まつり」は優美さと勇壮さが織りなす華やかな春の祭りとして有名で、播磨三大まつりの一つに数えられ、長い伝統を引き継いでいます。



住吉神社 本殿（国登録文化財）



北条節句まつり

③五百羅漢

羅漢寺の中にある五百羅漢は、いつ、だれが、なんのために作ったかわからず、今もなぞにつつまれています。大分県耶馬溪山、山梨県吉沢の羅漢とともに全国的に有名な石仏であり、古くから「親が見たけりや北条の西の五百羅漢の堂に御座れ」と謳われ、面貌めんぼうの異なる石仏の中に、必ず親や子に似た顔があると言われていいます。素朴で表情豊かな野の仏として多くの人々に親しまれています。



五百羅漢

④寺町の町並み

北条地区には前掲の酒見寺、住吉神社、羅漢寺とともに、大信寺、西岸寺、妙典寺の3寺院が地区の西側に集まっており、寺院と門前町の景観が形成されています。



街道沿いに残る商家の町並み

⑤商家の町並み

京都と出雲を結ぶ東西の街道（旧丹波街道・旧但馬街道）と南北の街道（旧姫路街道・旧加古川高砂街道）が交差する交通の要衝として、町家が立ち並ぶ、宿場町の景観が街道沿いに形成されています。

⑥屋台蔵

住吉神社の節句祭りでは絢爛豪華な十三台の化粧屋台が古いまち並みを練り歩く様が有名ですが、北条地区内に屋台を納める屋台蔵が点在しています。



屋台蔵

⑦懐徳碑

明治 16（1883）年から同 18（1885）年に加西を襲った飢饉に際し、篤志家に呼びかけ米穀を募り、1,500 余戸の貧民を救済しました。表にはその記録を、裏には「出米者姓名」として 148 人の名を刻み、その徳を称えています。この飢饉は柳田國男が民俗学研究を始めるきっかけにもなりました。



懐徳碑

⑧小谷城趾

北条地区は小谷城主であった赤松氏が「古市場」を開いたことから、「田舎なれども北条は都、月に六斎(回)市が立つ」と謳われたように、その後市場町として発展しました。

小谷城は天文 11（1542）年に尼子氏あまごしとの戦いで落城したと言われており、現在は城趾となっています。



小谷城趾

(1) 景観形成区域の設定

北条地区は門前町として形成され、その後市場町や宿場町として発展した町です。まちの歴史を反映した景観形成を進めるために、地区内の神社・寺院と周辺に形成された門前町の区域、各街道沿いに形成された宿場町を形成する区域及びその町並みに隣接する範囲を地区指定の区域とします。

具体的には、加西市北条町北条、北条町栗田、北条町横尾の各一部で合計面積約 45ha、加西市北条地区歴史的景観形成地区区域図（次ページ表示）のとおりです。

(2) 景観通りと景観形成ゾーンの設定

古くは門前町として発展し、江戸期には多くの街道が交差する宿場町として栄えた歴史を感じさせる由緒ある神社や寺院、伝統的な意匠の町家、道標などの地区内の景観資源を活かしつつ、加西市の中心市街地に立地する当地区が歴史的なまちと中心市街地のにぎわいの調和したまちとして発展していくことを目指して、通りやゾーンの設定を行います。

①宿場町の景観の維持・保存

京都と出雲を結ぶ東西の街道（旧丹波街道・旧但馬街道）と南北の街道（旧姫路街道・旧加古川高砂街道）が集まる交通の要衝として形成された、宿場町の景観を守るため「町家景観通り」を設定します。

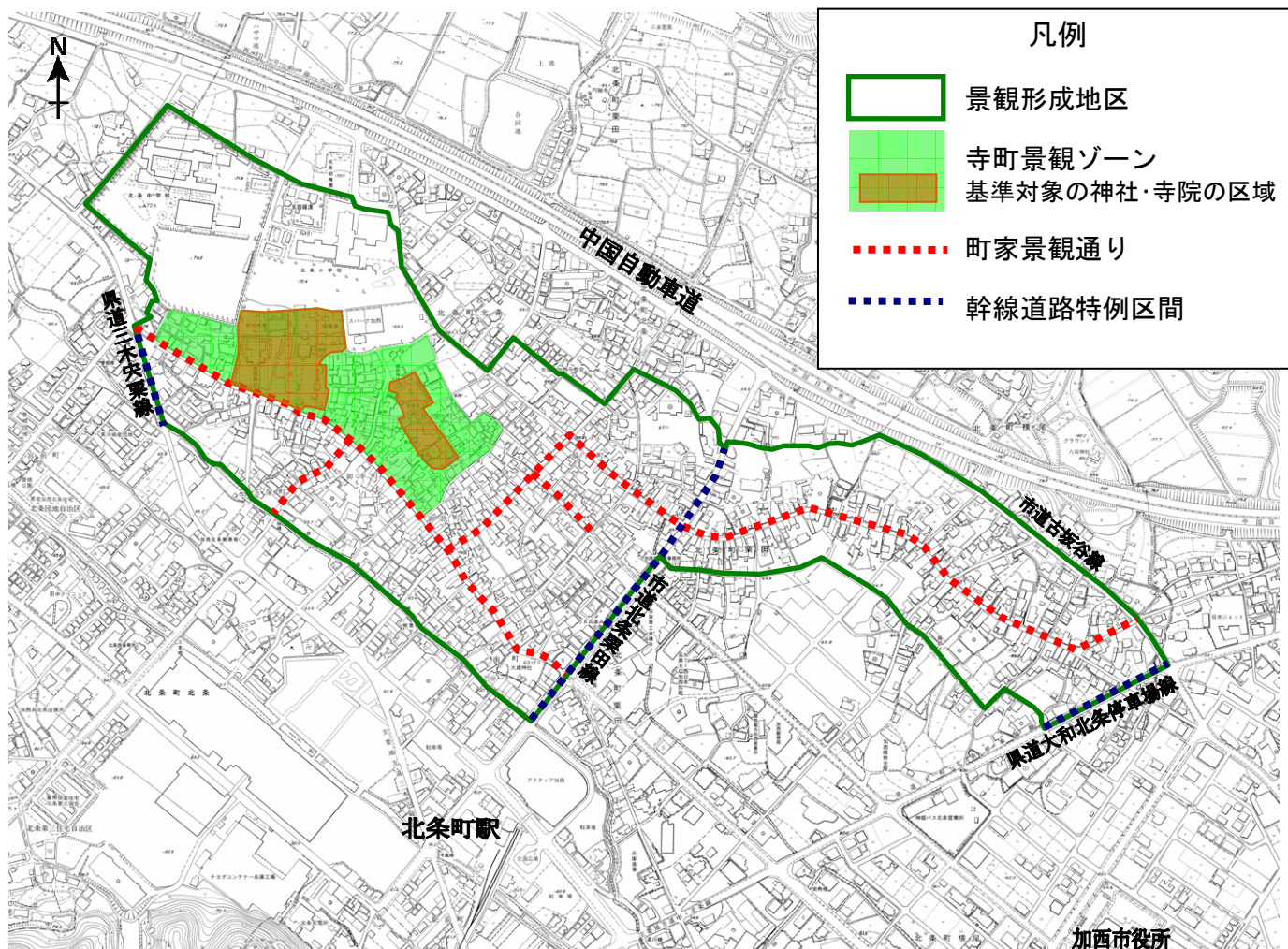
②門前町の景観の維持・保存

北条地区は 1200 年以上前に建立された住吉神社や酒見寺を中心に門前町として形成されました。地区の西部に多くの寺院が集まり形成されている、門前町の景観を守るために「寺町景観ゾーン」を設定します。

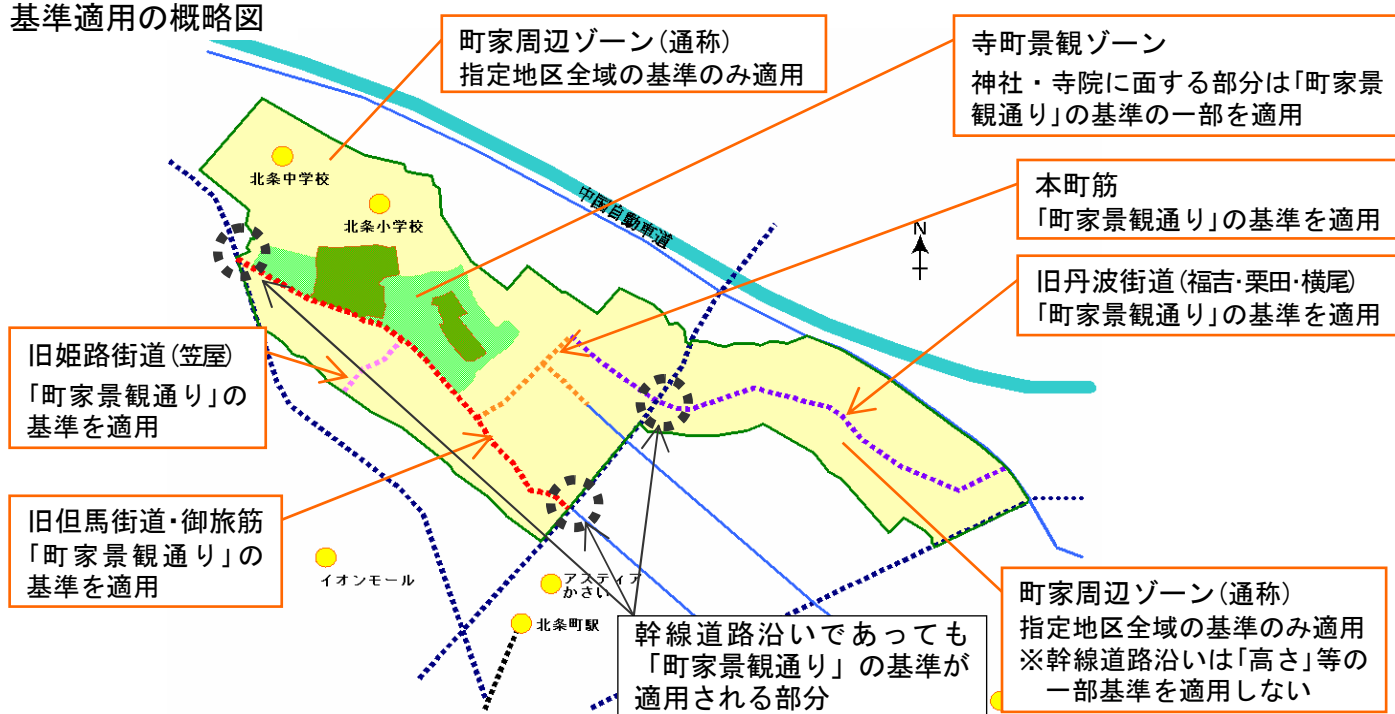
③周辺中心市街地の都市景観との調和

歴史的な景観が維持されている北条地区ですが、周辺には北条鉄道の北条町駅、加西市役所及び大規模なショッピングセンターなどが立地しており、加西市の中心部でもあります。町家景観通りの周辺（通称：町家周辺ゾーン）も含めて歴史的景観形成地区に指定することにより、周辺の市街地との景観の調和を図ります。また、地区に接する主要な道路（幹線道路特例区間）については、「町家景観通り」に面する部分を除いた建築物について、一部の景観形成基準を緩和することにより、中心市街地としての役割との調和を図ります。

(3)加西市北条地区歴史的景観形成地区区域図



基準適用の概略図



(1) 建築物等に関する基準

区域	項目	景観形成基準	
		建築物	工作物
指定地区全域 (「町家景観通り」、「寺町景観ゾーン」を除いた区域を町家周辺ゾーン(通称)という。)	高さ	・ 階数は3階建て以下を基本とする。	・ 基調となる外観の色彩は、派手な色を避け、けばけばしくならないよう、隣接する建物との調和に努める。
	屋根	・ 勾配屋根を基本とする。 ・ 基調となる色彩は、黒、灰色またはこれに近い色彩の仕上げとする。色彩は、全色相、明度5以下、彩度1以下又は明度5以下の無彩色とする。	
	外壁	・ 外壁は、白又は灰色もしくは茶系統の落ち着いた色彩の仕上げとする。色彩は、R(赤)系の10R、YR(橙)系及びY(黄)系の5Yまでは、明度8以下、彩度4以下、その他の色相は、明度8以下、彩度2以下又は無彩色とする。	
	外構	・ 門・塀などを設ける場合は、外壁に準じた落ち着いた色彩とする。	
	建築設備	・ 空調機(室外機、ダクト類等)は、できるだけ通りから見えにくい場所に設置する。 ・ 屋上設備は設置しない。やむを得ず設置する場合は、通りから見えにくい場所に設置する。	
	屋外広告物等	・ 案内板を含む屋外広告物、広告塔や広告板などの掲出物件等は、規模・数量は必要最小限とし、意匠及び色彩に配慮する。	
町家景観通り	壁面の位置	・ 通りに面する壁面の位置は、できるだけ隣接する建物の壁面に揃える。 ・ 通りに面して空地を設ける場合は、まちなみに調和した塀を設けるなどして、まちなみとの連続性を保つよう努める。	
	高さ	・ 階数は2階建て以下とする。やむを得ず3階とする場合は、3階の壁面を後退させ、通りから見えにくいようにする。	
	屋根	・ 勾配屋根、和瓦葺きとする。屋根勾配は伝統的な周囲の建物に合わせることをとする。 ・ 基調となる色彩は、黒色又は灰色とする。 ・ 1階にはできるだけ軒の出が十分な下屋又は庇を設ける。	

区域	項目	景観形成基準	
		建築物	工作物
指定地区全域			
町家景観通り	外壁	・通りから見える壁面は、原則、板張り、漆喰塗り、又はこれに類した和風意匠とする。 ・木部に保護塗装を施す等の場合は自然素材の色彩を基調とする。色彩の範囲は、色相R(赤)系の10R及びY R(橙)系の10Y R未満は明度5以下、彩度4以下、色相Y R(橙)系の10Y R及びY(黄)系の5 Y以下は明度8以下、彩度4以下及び無彩色の明度2以上9以下とする。	
	建具	・通りに面する部分の窓、格子等は伝統的な様式を基調とする。 ・建具は木製とすることが望ましいが、アルミサッシを用いる場合は黒色又は暗褐色とする。	
	建築設備	・やむを得ず空調機等を通りに面して設置する場合は、意匠に十分配慮した目隠しを設ける。	
	屋外広告物等	・案内板を含む屋外広告物、広告塔や広告板などの掲出物件等は、歴史的なまちなみとの連続性に配慮した和風意匠の使用に努める。 ・表示面の地色（色彩）は、町家景観通り外壁基準の色彩を用いること。 ・屋上広告物は設置しない。	
寺町景観ゾーン		・神社、寺院に面する建築物の「屋根」、「外壁」、「建具」、「建築設備」及び「屋外広告物等」に係る基準は、「町家景観通り」の内容と同様のものとする。	
幹線道路特例区間		・県道大和停車場線、県道三木宍粟線、市道北条栗田線に面する建築物（「町家景観通り」に面する建築物は除く。）については、「高さ」及び「屋根」の基準の適用を除外する。	

(2) 自動販売機に関する基準

項目	景観形成基準
位置	・道路からできるだけ後退した位置とし、隣接する建築物の壁面から突出しないように努める。
意匠	・企業名、商品名等広告を極力控えるなど、周辺景観との調和を図る。
色彩	・建築物に付帯する場合は、当該建築物と同系色とするなど調和した色彩とし、それ以外の場合はけげばけしくないものとし、周辺景観との調和を図る。
その他	・周辺景観との調和に配慮した意匠、材料等の囲いや覆いを設けるなど修景に努める。

5

景観形成の考え方

(1) 指定地区全域の基準

歴史的景観形成地区の中で、重点的に修景を進める「町家景観通り」や「寺町景観ゾーン」と景観形成地区の周辺との間の区域（通称：町家周辺ゾーン）に建物の形態と色彩に係る緩やかな基準が適用されることにより、周辺地域との急激な景観の変化を緩和します。

「町家景観通り」に面しない建築物や「寺町景観ゾーン」内で神社や寺院に面しない建築物等が対象となります。

■ 指定地区内の共通基準のイメージ

※  の規定は幹線道路沿いには適用しません。



・ 階数は3階建て以下とする。

・ 勾配屋根を基本とし、屋根の色彩は、黒、灰色またはこれに近い色彩とする。

・ 外壁は、白又は灰色もしくは茶系統の落ち着いた色彩の仕上げとする。

・ 門・塀などを設ける場合は、外壁に準じた落ち着いた色彩にする。

・ 空調機等はできるだけ通りから見えにくい場所に設置する。

・ 広告塔や広告板などの規模・数量は必要最小限とし、意匠及び色彩に配慮する。

※屋上広告物については、「兵庫県屋外広告物条例」の第2種禁止地域の範囲は設置が禁止されています。

(2) 幹線道路沿いの特例

北条地区は周辺に北条鉄道の北条町駅、加西市役所及び大規模なショッピングセンターなどが立地している加西市の中心部でもあります。市の中心としての発展にも考慮し、指定する幹線道路沿線については、特に景観を形成する必要がある「町家景観通り」に面する部分を除いて、指定地区全域の基準のうち「高さ」及び「屋根」にかかる基準を適用しないこととします。

■ 幹線道路沿いのイメージ



・ 「町家景観通り」に面する建築物以外は指定地区全域の基準から、「高さ」、「屋根」の基準を適用しません。

～景観形成を進めるために～

中心市街地としての都市機能との調和を図るために、一部基準の適用は除外していますが、「町家景観通り」や「寺町景観ゾーン」から見える部分については、可能な範囲で自主的な協力をお願いします。

(3) 町家景観通りの基準

北条地区が宿場町、市場町として栄えた時代の町家形式の建築物が多く残っている街道沿いの景観を維持するために、仕上げ材料の仕様についても景観形成基準として定めています。

■町家景観通りのイメージ



・空調機等を通りに面して設置する場合は、意匠に十分配慮した目隠し^(※5)を設ける。

・通りに面して空地を設ける場合は、まちなみに調和した塀を設けるなど、まちなみの連続性を保つよう努める。

・階数は2階建て以下とする。やむを得ず3階とする場合は、3階の壁面を後退させ、通りから見えにくいようにする。^(※1)

・勾配屋根、和瓦葺き^(※2)。屋根勾配は伝統的な周囲の建物に合わせる。
・瓦の色彩は黒色又は灰色とする。

・軒の出が十分な下屋又は庇を設ける。

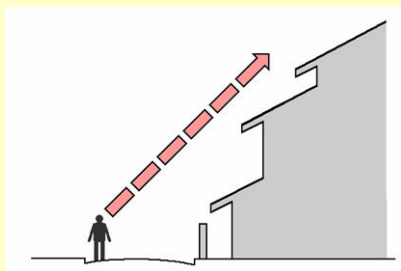
・壁面は原則、板張り^(※3)、漆喰塗り、又はこれに類した和風意匠とする。
・木部に保護塗装を施す等の場合は自然素材の色彩を基調とする。

・通りに面する壁面の位置は、できるだけ隣接する建物の壁面に揃える。

・窓、格子等は伝統的な様式^(※4)を基調とする。やむを得ずアルミサッシを用いる場合は黒色又は暗褐色とする。

・広告塔や広告板などは歴史的なまちなみとの連続性に配慮した和風意匠の使用に努める。
・表示面の地色は、町家景観通り外壁基準の色彩を用いる。
・屋上広告物は設置しない。

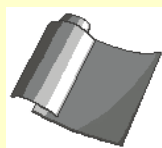
※1 やむを得ず3階建てにするときは、下図のように3階壁面を後退することにより、通りから見えにくくなるよう配慮して下さい。



※2 和瓦葺きとは、棧瓦か本瓦を葺く屋根のことです。



棧瓦



本瓦

※3 板張りとする場合は、建築基準法に適合した壁下地とする必要があります。

※4 伝統的な様式には、格子戸等木製建具の他、虫籠窓、袖卯建などがあります。
鋳で仕上げる虫籠窓や袖卯建には地域により多様な様式がありますので、北条地区内の意匠を参考することにより、地域の伝統的意匠を守ることが出来ます。

※5 建築設備は原則として通りから見えにくい位置に設置することになっていますが、どうしても無理な場合は、伝統的な意匠に用いる材料や色彩とするなどの配慮をした目隠しを設けて下さい。



室外機を木製の枠により目隠しした例

(4) 寺町景観ゾーンの基準

北条地区は宿場町として発展する以前は神社や寺院の門前町として栄えていました。現在も、地区の西寄りの区域に神社や寺院が集積しており、その周辺に門前町としての北条の町並みが残されています。この景観を保全するために、神社、寺院に面する敷地については、「町家景観通り」と同様に仕上げ材料の仕様まで景観形成基準として定めています。

■寺町景観ゾーンのイメージ（神社・寺院に面する敷地）



・空調機等を通りに面して設置する場合は、意匠に十分配慮した目隠し^(前項参照)を設ける。

・勾配屋根、和瓦葺き。屋根勾配は伝統的な周囲の建物に合わせる。
・瓦の色彩は黒色又は灰色とする。

・軒の出が十分な下屋又は庇を設ける。

・壁面は原則、板張り^(前項参照)、漆喰塗り、又はこれに類した和風意匠とする。
・木部に保護塗装を施す等の場合は自然素材の色彩を基調とする。

・窓、格子等は伝統的な様式を基調とする。やむを得ずアルミサッシを用いる場合は黒色又は暗褐色とする。

・広告塔や広告板などは歴史的なまちなみとの連続性に配慮した和風意匠の使用に努める。
・表示面の地色は、町家景観通り外壁基準の色彩を用いる。

(5) 自動販売機の基準

自動販売機の設置は、景観上大きな阻害要因になります。自動販売機はなるべく景観形成地区内に設置されないことが望ましいのですが、利便設備として必要な場合、周囲の景観に配慮して設置するように、景観形成基準に定めています。

■自動販売機のイメージ



・企業名、商品名等広告を極力控えるなど、周辺景観との調和を図る。
・建築物に付帯する場合は、当該建築物と同系色とするなど調和した色彩とする。それ以外の場合はけげばけしくなく、周辺景観との調和を図る。

・道路からできるだけ後退した位置とし、隣接する建築物の壁面から突出しないように努める。

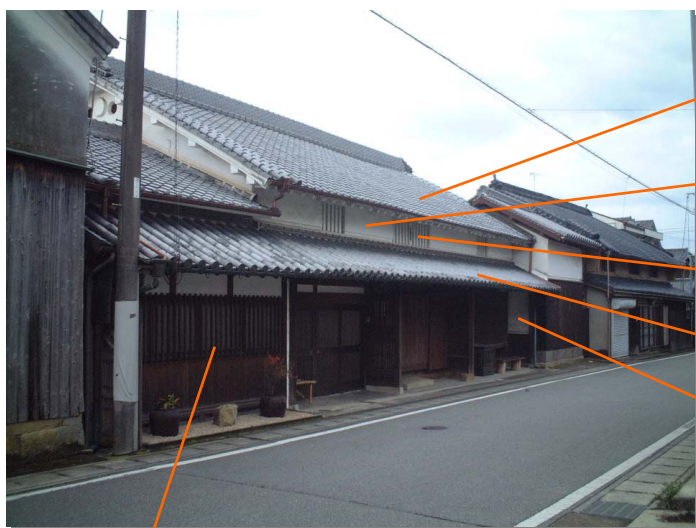


周辺景観との調和に配慮した囲いによる修景

(1) 北条地区の町家の特徴

北条地区の歴史的景観を保全するために、景観の形成等に関する条例では景観形成基準に適合した建築物等とすることを求めています。修景にあたり地区内の伝統的な建築物を参考にした意匠とすることで、一歩進んだ質の高い景観を創出することが出来ます。

■ 地区内の代表的な町家の意匠



・ 木製格子の建具

・ 切妻又は入母屋平入りのツシ2階建て

・ 屋根は灰色の和瓦葺き（筋葺きのある町家も有）

・ 2階壁は大壁で白、黒、黄色の漆喰、または土壁による仕上げ

・ ツシ2階部分の虫籠窓

・ 本瓦又は棧瓦葺きの下屋

・ 1階壁は真壁で、白、黒、黄色の漆喰、または土壁による仕上げ、腰部分は縦羽目板張り

・ 妻壁は、白、黒又は黄色の漆喰仕上げ又は板張り

(2) 伝統的な意匠の例

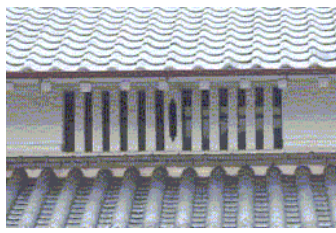
虫籠窓や袖卯建など鰻細工は地域の特徴的な意匠となっている場合がありますので、従前の意匠を参考に修景を行うと、地域固有の意匠の継承につながります。



木製建具の窓



木製格子の窓



地区内の虫籠窓



地区内の袖卯建



真壁瓦葺き、腰板張りの塀